



2025年6月26日

各 位

会社名 ニッタ株式会社
代表者名 代表取締役社長 北村 精一
(コード番号 5186 東証プライム)
問合せ先 取締役兼執行役員
コーポレートセンター長 懸上 耕一
(電話番号 06-6563-1211)

取締役及び執行役員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年7月25日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 15,287株
(3) 処分価額	1株につき 3,750 円
(4) 処分価額の総額	57,326,250円
(5) 割当予定先	取締役5名（※）及び執行役員4名 15,287株 ※ 社外取締役を除きます。
(6) その他	本自己株式処分については、割当予定先である執行役員が交付を受けることとなる日の属する事業年度に係る当社の半期報告書が提出されるまで、譲渡が禁止される旨の制限を付しております、かつ、処分価額の総額が1億円未満であるため、金融商品取引法による有価証券通知書及び臨時報告書は提出しておりません。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2019年3月1日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じ。）及び執行役員に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役及び執行役員を対象とする報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。また、2019年6月21日開催の第90期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対して年額1億円以内の金銭報酬債権を支給すること、及び本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年50千株以内とすること等につきご承認いただいております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会の決議により、当社の取締役5名及び執行役員4名（以下「対

象役員」といいます。)に対し、本制度の目的、当社の業績、各対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権として合計57,326,250円(以下「本金錢報酬債権」といいます。)を支給することとした上で、本金錢報酬債権を全額現物出資財産とすることにより当社の普通株式15,287株(以下「本割当株式」といいます。)を付与することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 謾渡制限期間

対象役員は、2025年7月25日(払込期日)から当社の取締役、執行役員又は法人税法第2条第15号に定める役員(監査役を除く。)(以下、総称して「本地位」という。)のいずれも退任又は退職する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 謕渡制限の解除条件

対象役員が、払込期日から2026年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの期間(以下「役務提供期間」という。)、乙が継続して本地位にあることを条件として、譲渡制限期間満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が、役務提供期間において、任期満了、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により、いずれの本地位も喪失した場合、当該喪失日の直後の時点をもって、2025年7月から当該喪失の日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果、1を超える場合には1とみなす。)に、本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、2025年7月から組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、1を超える場合には1とみなす。)に、当該時点において対象役員が保有する本割当株式数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本自己株式処分は、本制度に基づき対象役員に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年6月25日(取締役会決議日の前営

業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である3,750円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上